

取りまとめに向けた検討（6・AI 時代における司法の在り方等）

1 更なる AI の利活用に向けた当面の検討課題

裁判所業務又は弁護士・司法書士業務において AI の利活用が進むことにより、相互に業務の在り方に影響を与え、現在の民事訴訟実務が大きく変容していくことも想定される。

例えば、裁判官業務における想定ユースケースでも取り上げられた裁判官が AI を利活用して主張整理表等を作成することにつき、このような書面は、本来、当事者が作成して提出すべきものであると考えられること（民事訴訟法 165 条 2 項ほか参照）を踏まえると、弁護士・司法書士においても AI の利活用が進んでくれば、裁判所に訴訟資料を提出する際にその要約を記載した書面も併せて提出することも容易になると考えられるから、このようなプラクティスの確立を指向すべきではないか、といった指摘もあった。他方で、現在の民事訴訟実務においては、当事者が主張整理表を作成し提出するプラクティスが確立していると言い難いが、その主な原因は、裁判所と当事者の間で主張整理表を作成する観点を一致させることは容易ではないことにあると考えられるから、AI の利活用によって解消するといえるか不透明ではないか、当事者も AI を利活用して訴訟資料を整理要約した書面を提出するようになると、裁判所や相手方当事者が同様に作成した書面との相違点等につき、無用の争いが生じるのではないか、との指摘もあった。

これらの指摘も踏まえ、AI の利活用が進むことは、民事訴訟実務における裁判官と弁護士・司法書士の役割分担の在り方にどのような影響を与えるか。またその影響をどのように受け止めるべきか。

2 AI 時代における民事司法の在り方

(1) AI の利活用が司法の役割に与える影響について

民事司法分野における AI の利活用は、司法の役割やこれを支える法律実務家の役割にどのような影響を与えるか。またその影響をどのように受け止めるべきか。取り分け、以下の点について、どのように考えるか。

ア AI 利活用による価値・便益

民事司法において AI を利活用することによって、何が実現できるのか、すなわち AI の利活用によって共通して得られる価値・便益はどのようなものか。例えば、以下のような見解についてどのように考えるか。

「信頼できる AI ツールの使用は、司法制度における「ノイズ」を減少させる。ノイズとは、故ノーベル賞受賞者 Daniel Kahneman および共同研究者 Olivier Sibony ならびに Cass R. Sunstein により定義されたように、本来同一であるべき判断における望ましくない変動性を指す。」（UNESCO・裁判所にお

けるＡＩシステムの使用に関するガイドライン「序論」から引用（仮訳）

「基準や方針を定めたうえでの処理は、すでにＡＩのほうが優秀かつ安定している可能性がある。」

「ＡＩの判断が人間による判断よりも優れているか否かという点については、「効率性・利便性の層」（例えば、①情報処理の速度、②コスト）、「出力品質の層」（例えば、③正確性、④公平性、⑤一貫性）、「倫理的・法的・社会的受容性の層」（例えば、⑥当事者間の信頼、⑦説明責任、⑧説得及び納得や、⑨司法の独立や⑩基本的人権の尊重）といった複数の評価軸で検討すべきではないか。」

「ＡＩはあくまでも、法曹実務のうち反復継続性が高く比較的単純な業務の「自動化」を通じて業務の補助や支援を担うものである。」

「将来的に国民的合意が形成されるのであれば、簡易・定型的な紛争など、一定範囲でＡＩが実質的判断主体となる制度が導入される可能性は否定されないと考える。例えば、一定類型の少額・定型的紛争では、ＡＩによる迅速・低廉な紛争処理が司法アクセス向上に資する可能性がある。ただし、どの範囲までＡＩ利用を許容するか、その具体的な利用範囲や関与態様については、司法制度の根幹に関わる問題であるため、個別当事者の選択のみに委ねるのではなく、法律による制度設計が必要であるが、紛争類型や当事者の意思等を踏まえ、柔軟な制度設計を検討する余地がある。」

イ 代替可能性

法の解釈適用及び事実認定は、司法・裁判官の担う役割の中でも不可欠な構成要素であると考えられるが、ＡＩは、これらを代替（法の解釈適用や事実認定の在り方自体が変容することもあり得るが、そのような場合も含む。）し得るものと考えるか。長期的な観点でのＡＩの性能の更なる向上やＡＩの社会的な受容の変化を考慮しても、ＡＩが司法・裁判官に代替し得ることは想定されないか。代替し得ることが想定されないとすれば、その理由は何か。ＡＩに代替されない司法又は法律実務家の役割は、どのようなものか。例えば、以下のような見解についてどのように考えるか。

「ＡＩツールは、的確な法的推論、人間の判断、又は個別具体的な法的助言の代替となることはない。例えば、大規模言語モデル（ＬＬＭ）によるＡＩチャットボットは、その学習データにおいて検出された言語形式の集まりを、『これらがどのように結合するかについての確率的情報に従うものの、意味を参照することなく』つなぎ合わせることによってテキストを生成する。これらＡＩツールは、的確な法的推論の代替となることはない。なぜなら、それらは法的問題についての根拠も文脈的理解も有しないからである。」（UNESCO・裁判所におけるＡＩシステムの使用に関するガイドライン「結論」から引用（仮訳））

「基準や方針を定めるのは人間・社会であり、ＡＩによる出力が基準や方針に則ったものか否かは人間が常に確認する必要がある。」

「法曹が習得する法の解釈適用及びこれを前提とした事実認定の技術は、単なる法の（形式的な）論理解釈や先例の踏襲を意味するものではなく、常に信義則や平等、公序といった抽象的規範に軸足を置き、時代に即した社会正義や道徳的規範を前提とする評価的側面を内包している。市民の権利義務の帰趨を左右することになる法的判断は、市民からの信託を通じて権威付けられた人間の責任をもって行われるべきである。」

「司法は単なる結論導出手続ではなく、「誰が判断したのか」「なぜその判断に至ったのか」という説明責任や、結論に至るまでの手続きの透明性に基づく当事者の納得可能性を含む制度である。そのため、最終的な責任主体として人間の裁判官が関与する意義は、今後も容易には失われたいと考えられる。」

「憲法で、人間によって構成された裁判所による裁判を受ける権利も保障されていると考えるべきか。」「裁判は相手方の人間との対話を要求することができる機能を持つと考えるべきか。」

「重要な事柄の判断を生成 A I に委ねる／生成 A I の回答をもとに重要な意思決定を行うことは、若い世代には受け入れられやすいかもしれない。そのような社会の意識の変化は、民事司法制度の望ましい在り方にも影響を及ぼすのではないか。」

「今後、長期的に見て、A I の性能がさらに向上し、A I による判断が人間による判断と同等、又は人間による判断よりも優れている、という社会的評価が広く受け入れられるような時代が到来したとき、民事司法は人間が担うべきなのか。」

(2) 今後の法律実務家等に対する教育・研修の在り方について

学生、司法修習生、若手法律実務家等が安易に A I に依存するようになると、教育や研修の機会が減少し、専門的な職能の基礎となる法的分析力や批判的思考力が育ちにくくなる可能性が指摘されている。今後、これらの者に対する教育・研修の在り方について、どのように考えるか。例えば、以下のような見解についてどのように考えるか。

「A I の出力内容が法的・倫理的に妥当であるかを検証し、個別具体的事案に即して判断する役割は、引き続き法曹に不可欠な役割として残ると考えられる。そのため、今後の法曹教育・法曹養成においては、以下のような視点が重要である。（１）テクノロジー・A I に対する基本的リテラシー教育、（２）リーガルマインド・批判的思考力の重要性、（３）A I のリスクとベネフィットを踏まえた教育、（４）「A I にできないこと・人間ができること・人間が担うべきこと」を考え続ける姿勢、（５）基礎的法知識・訓練の必要性」

「リーガルテックに対するリテラシーや一定程度の技術的スキルを法律専門職に適切に習得させることが必要であるとともに、A I 時代において法律専門職が果たすべき役割や専門職責任についても、引き続き教育・研修の中で十分に涵

養していくことが重要である。」

「A I の出力を鵜呑みにせず、その妥当性を批判的に検証する能力は、従来以上に重要となるのであり、法的思考力や批判的思考力を涵養する教育は、今後も法曹養成の中核であり続けるべきである。」

「A I の出力内容を検証するためには、法曹自身が基礎的法知識を十分に備えていることが前提になり、そのような基礎的法知識の涵養には、一定程度の反復訓練（これに基づく基礎概念の暗記等）は、A I 時代においても依然として重要である。」

「A I の利便性に安易に依拠するのではなく、A I の出力結果の真偽や妥当性を正確に評価・検証するために不可欠な「基礎的な法的分析能力」と「批判的思考力」の育成を最優先課題として位置付ける必要があるのではないか。」

「学生を対象とする法学部・法科大学院における教育、司法修習生を対象とする司法修習、若手の法律専門職を対象とする実務における研修の各段階において、法曹・法律専門職による生成A I の利用を前提としたカリキュラム等の見直しや、各段階相互の連携という視点が重要になってくるものと考えられる。」

「教育内容として、具体的には、業務に利用されるA I の本質的機能やその出力結果の信頼性及び危険性等に対する理解を深めるとともに、A I の利活用によるメリット及びデメリットを実証的に明らかにしていくことで、自らの法的素養を深めることの重要性や、最終的な法的判断と責任は法律専門職が負うという原則に関する自覚を促すような取組が考えられる。」

「教育内容の検討に伴い、司法試験・司法書士試験の在り方や、司法修習生考試の在り方についても、検討が必要になると考えられ、生成A I の回答を批判的に検討する能力を測る上ではclosed-book examの有効性についても再検討をする必要がある。」